

## 議員提出第6号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する  
条例

### 1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、議員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。

### 2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

#### (1) 令和元年度

支給月	改正後	改正前
12月	100分の165	100分の160

#### (2) 令和2年度以降

支給月	改正後	改正前
6月	100分の162.5	100分の160
12月	100分の162.5	100分の165

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)については、令和元年12月1日から適用する。ただし、2の(2)については、令和2年4月1日から施行する。